

単品スライド条項の適用について

最近の工事資材の高騰状況に鑑み、武豊町においても国、愛知県と同じように、単品スライドについて、平成20年10月1日から当分の間、以下のとおり適用することとしました。

1 対象資材

- ・「工事の総価に影響を及ぼすすべての資材」を対象

2 スライド適用の対象工事

- ・ 工期の末が、平成20年10月1日以降で継続中の工事及び新規契約工事
- ・ 実際の搬入時、購入時における各部材の実勢価格を用いて当該工事の請負代金を再計算した場合に、1%以上変動する工事

3 請負代金額変更の考え方

- ・ 対象資材の価格上昇に伴う増額分のうち、受注者からの請負代金の変更請求に基づき、対象工事費の1%を超える額を発注者が負担

* 単品スライド条項

特別な要因により、工期内に主要な工事材料の価格が著しい変動を生じ、請負代金額が不相当となった場合は、請負代金額の変更を請求することができるという規定

(武豊町公共工事請負契約約款第26条第5項)

問合わせ先 総務部 総務課 財政検査担当